

欧州特許庁、審判部の独立性を高める組織再編案について意見募集を開始

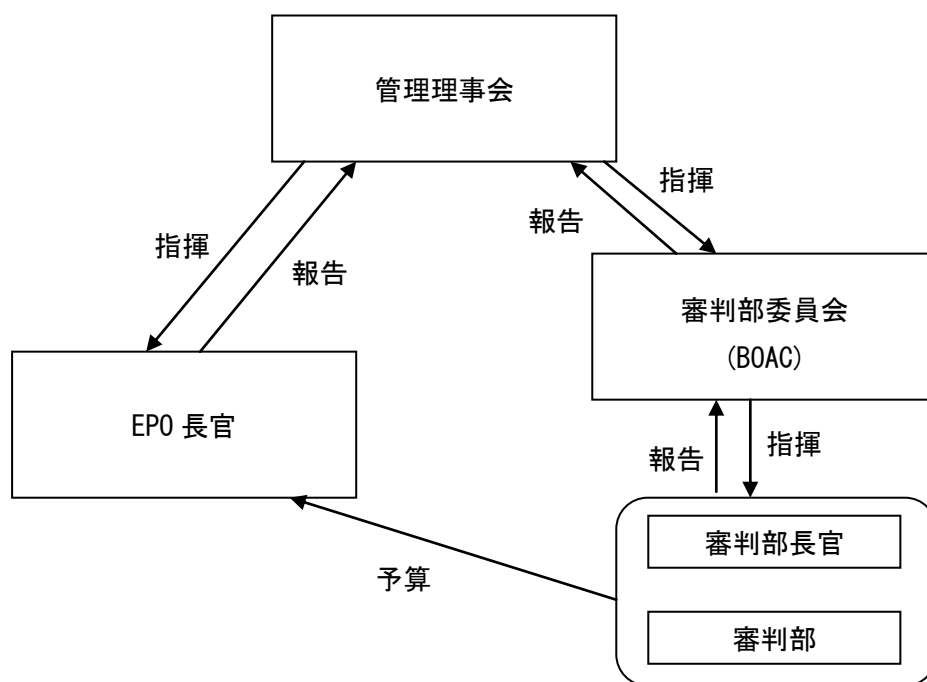
2015 年 5 月 1 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は 4 月 30 日、同庁の審判部の独立性を高める組織再編案について意見募集を開始した。意見提出の期限は 6 月 30 日まで。

EPO 審判部の独立性については、拡大審判部の議長を務める審判部担当副長官に対して、長官の指示を受ける立場にあることを理由に忌避の申立が認められた事件（R19/12）をきっかけに、関係者の間で議論が再燃していた。これを受けて、今年 3 月に開催された欧州特許機構（EPO）管理理事会では、EPO が提出した組織再編案に幅広い支持が得られ、具体的な規則改正案については、利害関係者の意見を聴取した上で、今年 6 月の管理理事会に提出されることになった。

EPO が管理理事会に提出した組織再編案（CA/16/15）によれば、組織再編は審判部の自治・独立性を高め、さらに審理の長期化が深刻な審判部の効率を高めることを目的としている。審判部は EPO 長官の指揮下から外れ、管理理事会の下に新たに設けられる審判部委員会（BOAC）の指揮下に置かれる。審判部委員会は 7 名のメンバーで構成され、このうち 3 名は管理理事会のメンバーから選ばれ、残り 4 名は各国の、欧州の又は国際的な裁判所の長官や上級判事から選ばれる。また、新たに審判部長官のポストが設けられ、審判部の組織運営を担うほか、拡大審判部の議長も務める。



審判部ガバナンス・チャート

審判部の設置場所については、ベルリン又はミュンヘンの案が提示され、再編後の組織は2016年1月1日の運用開始を予定している。

今回の意見募集においては、以下の6つの質問に対してオンラインで意見の入力が可能である。

質問 A：審判部の位置づけ－独立性

審判官の利益相反に関して、特定のルールを導入するとしたら、どのような状況を対象とすべきか。審判官の任命及び再任命はどのように改善できるか、特に、どのようにすればより多くの外部候補者を引き付けることができるか。

質問 B：審判部の業務－効率性

審判請求件数は最近減少しつつも、平均審理期間が34か月となっている中、どのように審判部の効率性を改善させることができるか、何か提案はあるか。最適な審理期間はどのくらいか。

質問 C：審判部の業務－手続

審判部手続規則に関して、審判部での手続を改善するための提案はあるか。

質問 D：審判部委員会

新設予定の審判部委員会のメンバーにユーザーも加わるべきか。審判部委員会が審判部の一般的な改善提案を視野に入れて、審判部の一般的な機能についてユーザーに対して調査を実施することに賛成か。審判部委員会が審判部の手続規則の改正提案を行うことを可能とすることに賛成か。

質問 E：再審請求の手続

再審請求を審理する拡大審判部の合議体が内部メンバーだけで構成されていることについて、十分と考えるか。どのような代替案がよいか。

質問 F：一般

審判部の一般的な機能について、改善が必要な点や本再編で取り組むべき点はあるか。

－ 意見募集については、以下参照 －

[Online consultation: Boards of Appeal](#)

－ 組織再編案（CA/16/15）は、以下参照 －

[Proposal for a structural reform of the EPO Board of Appeal \(BOA\)](#)

－ 欧州特許機構管理理事会第143回会合の議事概要は、以下参照 －

[143rd meeting of the Administrative Council of the European Patent Organisation \(Munich, 25 and 26 March 2015\)](#)

(以上)